

令和5年度 第1回美濃加茂市上下水道事業経営審議会会議録 概要

【日 時】 令和5年8月8日（火曜日） 1400 ～ 15：40

【場 所】 美濃加茂市生涯学習センター203会議室

【出席委員】 敬称略

竹内 信仁 能島 暢呂 西田 憲幸 佐藤 幸一

山岡 富美 高橋 邦彰 奥野 弘基 佐古 恵子

【美濃加茂市】 建設水道部長 西田 恒夫

【事務局】 上下水道課長 櫻井 英樹 お客様係長 山本 悟

下水道維持係長 酒向 一也 下水道建設係長 三輪 克哉

経理係 井上 周哉

【傍聴者】 なし

【会議内容】

1 開会

2 委員委嘱（委嘱状交付）

西田建設部長から各委員へ委嘱状を交付。なお、佐藤委員、上野委員には後日交付。

3 建設水道部長あいさつ

昨今の少子高齢化や人口減少という波が当市においても様々な分野に影響を与えており、上下水道分野についても変わらない。また、節水機能の強化などの技術の進歩について、貴重な水資源の確保や環境保全のためには非常に良いことであるが、半面、上下水道の経営の部分については若干反対側の影響を与えているというようなこともある。

また、昨今の大雨、地震、酷暑等に対するリスク対策というのも、経営に大きく影響を与えているところである。

酷暑が続いているものの、美濃加茂市の水がめである岩屋ダムの貯水量は確保できており、皆様に節水をお願いするには至っていないが、そういったリスクを抱えている。また、大雨により飛騨川が濁ると水を作る面においても大きなリスクを抱えている。

このような厳しい状況の中で、本市としては上下水道事業の経営や計画、あるいは施策などに関して、委員の皆様方から頂戴したご意見を反映しながら事業を行っていきたい。

4 自己紹介

名簿順で各委員が自己紹介し、その後、上下水道課長から事務局の職員を紹介。

5 会長、副会長の選任

会長、副会長の選任について「事務局一任」により、会長に竹内委員、副会長に山岡委員を事務局から推薦し、両名をそれぞれ選任。

※以降、竹内会長が「議長」となり、会議を進行。

6 議事（説明事項・報告事項）

（１）運営に関するアンケート結果について

任期の終了に伴い回答を依頼した、令和５年２月９日付発出「美濃加茂市上下水道事業経営審議会委員の任期に関するアンケート」のうち、「項目③ 上下水道事業経営審議会の運営について」の自由記載欄において、各委員からご回答いただいた内容を資料３により事務局から紹介。

（２）前回議事録の確認について（報告事項）

事務局より、資料４「令和４年度 第２回美濃加茂市上下水道事業経営審議会会議録概要」について、議事録署名者２名に内容を確認し、署名いただいたことを報告。

（３）令和５年度審議会の内容について

事務局より、資料５「審議会のスケジュール」について、説明。

令和５年度第１回では、委員委嘱、会長・副会長の選出、前回会議録の報告、令和５年度審議会の内容説明、下水道事業の概要説明を会議時間の範囲内で実施予定。

次回、令和５年度第２回は、第１回の続きとして下水道事業の概要説明、令和４年度水道事業および下水道事業の決算報告、令和５年度改定予定の下水道事業経営戦略について概要説明を予定。また、開催時期については、令和６年１月頃の開催を検討。

（４）下水道事業の概要について

事務局より、資料６「～下水道事業【概要編】～」について７ページまで、説明。

《質疑応答（抜粋）》

（委員）６ページのポンプ場について、大雨が降るとあふれることがある加茂川のポンプ場はどこになるのか。

（事務局）加茂川のポンプ場は河川のポンプのため、広い意味では雨水を処理していることにはなるが、下水道事業ではないためこちらの資料に記載はない。

（委員）加茂川はそのまま木曽川に流しているということか。

（事務局）坂祝町と美濃加茂市の境にある加茂川と木曽川の合流点に、国土交通省が設置した大型のポンプ場があり、逆流を防ぐためのゲート機をつけて加茂川の水を大型ポンプでくみ上げて木曽川に放流している。ポンプは当初３台であったものが５台に増設され、加茂川の氾濫対策が実施されている。

（委員）それだけ増設しても雨量が多いときは溢れるか。

（事務局）雨量が多いときは溢れる可能性が無いとは言えないが、以前よりは良くなっている。

（委員）７ページの経営戦略の改定について、現在の計画年度である令和８年度から３年前倒しで、令和５年度に見直す理由は何か。

（事務局）経営戦略については、水道、下水道ともに令和７年度までに見直すよ

う国から働きかけられている。下水道の経営状態は厳しい現状であり、今後の方針を検討できるよう、今年度経営戦略を見直す予定であり、今年度第2回目の経営審議会において、改定中の下水道事業の経営戦略について概要説明を行い、委員の皆様の意見をお伺いする予定。

(委 員) 1 ページで美濃加茂市は分流式を採用とあるが、文末で、雨水の処理についても下水道事業で一部実施とも記載がある。その意味は何か。

(事 務 局) 雨水の処理と書いてあるが、この意味は綺麗にするというのではなく河川に放流するという意味で、下水道の施設としての雨水ポンプ場も含まれているということで、一部と記載している。

(委 員) 分流式の話とは関係がないのか。

(事 務 局) 下水道事業の中に雨水処理事業と汚水処理事業という二つの事業があるという意味で、一部という表記になっているが、美濃加茂市は分流式のため、汚水と雨水を分けて処理している。

(委 員) 雨水を汚水処理管に一部流すという意味ではないか。

(事 務 局) そういうものではなく、雨水は雨水、汚水は汚水で処理している。

(委 員) 一般的に汚水は下水道事業会計で処理し、雨水は一般会計からの補助金等で処理していると思うが、美濃加茂市はどうか。

(事 務 局) 当市においても同様で、雨水も下水道事業として処理をして、かかる経費は一般会計が繰入金等により負担している。

(委 員) 6 ページに出てくる各ポンプ場の経費は下水道事業会計で負担しているか。また、加茂川のポンプ場は国の予算によるものか。

(事 務 局) 木曽川沿いの7つのポンプ場と2基のゲート機場、図の黒線で示した幹線については、下水道事業会計で費用負担している。また、加茂川のポンプ場については国から費用をいただいて、一般会計として土木課で管理している。

(委 員) すべてが国からの補助か。

(事 務 局) 国から管理委託を受けており、加茂川のポンプ場の運営に関する費用はすべて国の負担。

事務局より、資料6「～下水道事業【概要編】～」について14ページまで、説明。

《質疑応答（抜粋）》

(委 員) 8 ページの浄化槽区域の割合について、改善しないという前提で考えているか。

(事 務 局) 8 ページの浄化槽区域の割合は人口割合を表したもので、合併浄化槽の区域の人口割合がおよそ5%弱というものは、今後も大きくは変わらないと見込んでいる。

(委 員) 8 ページの表の⑥水洗化率（浄化槽区域内）のパーセンテージの意味

は、三和地区といった合併浄化槽区域の中の水洗化率ということか。

(事務局) 浄化槽区域の中で合併浄化槽を使用している方の割合であり、合併浄化槽を使用していない約10%の中には、単独浄化槽を使用している方、汲み取りの方が含まれている。

(委員) この区域は下水管を配置する計画がないということで、水洗化率を向上させることが重要という意味が、9ページの表の解説にあるということか。

(事務局) 水洗化率が上がらないと、水質の悪い水が流れてくるということがあるため、できるだけ下水道に接続、つまり水洗化率を向上させることで水質の向上に繋がっていく。

(委員) 個人で浄化槽を使用している方は、汚水をそのまま流しているのではなく、汲み取りをしているということで良いか。

(事務局) 浄化槽の放流水は水質基準に合っている。汲み取りの方は、台所の排水の一部や風呂などの生活雑排水がそのまま流れているものがある。

(委員) トイレについてはどうか。

(事務局) トイレは汲み取りか単独浄化槽で処理されており、そのまま流している方はいない。

(委員) 下水道に接続できるが、接続していない方の割合はどうか。

(事務局) 接続した方は水洗化率に表れる。

(委員) 12%弱の方が接続していないということか。

(事務局) 補足として、公共下水道、特環下水道、農集だけではなく、合併浄化槽で適切に処理されているものについても、本来の水質は確保できているという意味で水洗化と同等と考えているが、下水道区域内で下水道に接続していないために水洗化率に表れてこないということになる。また、現在、美濃加茂市では、すでに計画されているものを除いて本管をこれ以上延長せず、下水道区域外に新たに家を建てる方については浄化槽による汚水処理とする方針である。

(委員) 11ページで水洗化率を令和2年度の数値で固定して推計しているが、9ページにある令和3年度までの水洗化率は0.5%ずつ上昇している。この上昇トレンドは今後見込めないという想定か。

(事務局) 新築物件の場合は必ず下水道に接続するか合併浄化槽を入れるため水洗化率は上昇してきていた。現在、新築の申請数は横ばいだが、今後もこの状況が続くと見込むことが難しく、固定数値を採用した。また、下水道区域内で未接続の方に対して、接続依頼文書の送付による接続の推進を図ってはいるものの、経済的な負担感などにより水洗化率の向上がなかなか進まないということもある。

(委員) 人口減少の予測がある中で、水洗化率が向上していくこと、新築住宅が増えるということは考えにくいと思うが、如何。

(事務局) 令和3年度から人口減少は進んでいるが、世帯分離が進んでいること

もあり、新築件数は前年度とそれほど変わりはないが、人口が減っていく中で新築件数が大きく増えることは想定できない。将来的な見込みについては不透明な部分もあり、今年度改定する経営戦略の中で考えていきたい。

(委 員) 美濃加茂市の空き家率はどのくらいか。空き家の増加による水洗化率への影響は。

(事 務 局) 統計上は2割弱であり、空き家対策を多方面に実施はしているものの、増加傾向にある。経営戦略において予測していくことが難しいところではあるが、影響を考えていかなければならない。

議長より、これまでの事務局の説明に関して、意見や質問の有無について各委員に確認。

《意見・質疑応答（抜粋）》

(委 員) 下水道事業の分類や、私たちが排出している汚水が各務原まで運ばれて処理していることなど、初めて知ることが多く、これからしっかり学んでいきたい。

(委 員) 家を新築した場合に、同じ地域でも下水道に接続できずに浄化槽で処理せざるを得ないという話を聞くが、実際はどういった状況か。

(事 務 局) 加茂野町の稲辺農業集落排水の区域については、これ以上接続すると、処理場の処理能力を超えるため、浄化槽での対応としている。また、浄化槽の設置には補助制度を設けている。

(委 員) そういった状況は加茂野地区だけか。

(事 務 局) 下米田地区、加茂野、蜂屋の単独公共下水道区域については、計画区域が元々あった住宅区域に対して割り振られている。それ以外の区域については計画区域外となり、元々の容量計算に入っていないため、浄化槽での対応となる。

(委 員) これ以上、処理場の能力を上げないということになると、浄化槽の方が増えていくことになるか。

(事 務 局) 3 ページの右下にあるとおり、美濃加茂市は全域が都市計画区域であり、太田、古井の用途地域では人が住み、産業を振興する地域として定めてあり、この区域では、物理的な支障がある場合を除き、全域で下水道を繋げられるような計画となっている。その他、下米田、加茂野、山之上、伊深などの農業振興地域では、農業を振興していく区域として計画していることから、全域ではなく、集落を中心とした計画を立てるために、元々の計画に入っていない場所であると浄化槽での処理となるといった、区域による違いがある。そのため、農業振興地域については下水道に接続できるところと、接続できないところが出てくることになる。

(委 員) 浄化槽の補助金が昨年度より上がった理由と関連はあるか。

(事務局) 下水道区域外で下水道に接続できない方が浄化槽を設置する場合に、国の設置補助金と併せて、市で設置奨励金の制度を設けて、利用者の負担軽減を行っている。国の補助金額が減額された場合に、利用者の負担が増えないよう、市の設置奨励金額を増額することがあり、令和３年度に市の設置奨励金の金額を上げている。

(委員) 流域関連公共下水道、単独公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、それぞれの特徴を教えてください。

(事務局) 流域関連公共下水道は、昭和の終わり頃に岐阜県が主導して始まったもので、木曽川の右岸を中心とした流域市町の汚水を広域に集めて、一括で各務原の処理場で処理しており、処理場まで流す幹線の污水管や処理場の管理運営は岐阜県が実施し、幹線へ接続するまでの污水管は美濃加茂市で管を面的に整備し管理している。

特定環境保全公共下水道については、処理場のある事業と無い事業の２種類あるが、下米田特環は処理場のない下水道事業であり、下米田地区の汚水を青柳大橋のたもとまで一手に集めて、ポンプで飛騨川を越えて、流域関連公共下水道の幹線に接続している。

単独公共下水道、農業集落排水事業は、農業振興地域という括りの区域であり、地形や区域内の人口、あるいは工業団地等の産業形態など、区域の特徴にあわせて処理方法を選択している。そのため、単独公共下水道には、基本的には一般住宅や工場の一部が接続されており、稲辺、山之上、伊深の農業集落排水には、処理場の機能の違いにより、基本的には一般住宅しか接続できないといった違いがある。

7 議事録署名者

議長より、会議録署名者２名を指名。

8 その他

事務局から、PFAS（有機フッ素化合物）について、美濃加茂市ではPFOA、（ペルフルオロオクタン酸）と、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）について令和５年度５月に水質検査を実施し、両方とも基準値内であったこと、また、県水についても岐阜県の検査により基準値内であったことを報告。

9 閉会

令和5年度第1回美濃加茂市上下水道事業経営審議会 会議録署名

令和5年度第1回美濃加茂市上下水道事業経営審議会の会議内容について、別紙会議録のとおり相違ないことを確認し、ここに署名します。

令和5年 8 月 29 日

会議録署名者

能島 暢臣

令和5年 9 月 7 日

会議録署名者

西田 憲幸